

○阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給 に関する規則

制 定 平成27年3月12日 規則第1号
改 正 平成28年3月23日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「条例」という。）第17条の3の規定に基づき、管理職員特別勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 条例第17条の3第1項の規則で定めるものは、阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第4号）別表（以下「管理職手当の別表」という。）に掲げる職にあるもののうち、職務の級が7級又は6級の職員（以下「特定管理職員」という。）とする。

(手当の額等)

第3条 条例第17条の3第3項第1号の規則で定める額は、同条第1項に規定する日における勤務（第3項の勤務を除く。）1回につき、特定管理職員の職務の級に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 7級 10,000円
- (2) 6級 8,000円

2 前項の「1回」とは、4時間以上引き続き勤務（同項に規定する勤務をいう。以下この項において同じ。）に従事した場合におけるその1の勤務をいう。

3 条例第17条の3第3項第1号括弧書きの規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が8時間以上の場合の勤務とする。

4 条例第17条の3第3項第2号の規則で定める額は、特定管理職員の職務の級に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 7級 5,000円
- (2) 6級 4,000円

(手当の支給)

第4条 手当は、月の1日から末日までの分を翌月に、給料の支給方法に準じて支給する。

(実績簿)

第5条 所属長は、管理職員特別勤務実績簿（別記様式）を作成し、これを保管しなければならない。

- 151/22 - 第 9 章 阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給に
関する規則

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、職員の管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月23日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

❖ () 神道六五

別記様式

一部改正 (平成28年規則第6号)

管理職員特別勤務実績簿

年 月 日

所属名	補職名		氏名		業務内容	本人印
所属長	職務担当 係長	曜日	勤務時間 開始～終了 (休憩時間)	実働時間		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		
			: (:)	:		

支給区分	実働時間が4時間以上 8時間未満の回数 (100/100)	実働時間が8時間以上 の回数 (150/100)	実働時間が勤務を要しない 日等以外の日の午前0時から 午前5時までの回数 (100/100)	合計
勤務回数	回	回	回	回
手当額	円	円	円	円

